



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	スマート県庁推進課
◎ 告 示	
・鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	自然環境課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福祉保健課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障害福祉課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）	〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	〃
・道路の区域変更について	道路維持課
・道路の供用開始について	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	警察本部会計課
◎ 公 告	
・令和4年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（2件）	自然環境課
・落札者等	環境保健研究センター
・令和4年度職業訓練指導員試験の実施	雇用労働政策課
・土地改良区の役員の就退任（2件）	農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可（3件）	〃
・一般競争入札の実施	警察本部会計課
◎ 教育委員会規則	
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	総 務 課
◎ 教育委員会告示	
・令和5年度県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員	総 務 課

◎ 人事委員会規則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 人事委員会事務局
- 長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 〃

◎ 正 誤

- ・令和4年5月18日付け長崎県公報号外中 道 路 建 設 課

規 則

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第23号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第16条 条例別表第2の7の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(3) 略 (4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の9第3項の申請に関する内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う医療費支給認定保護者（児童福祉法第19条の3第7項の医療費支給認定保護者をいう。）、 <u>当該医療費支給認定を受けた成年患者（同法第19条の3第7項の医療費支給認定患者をいう。）</u> 又は当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等に係る第1号イに掲げる情報	第16条 条例別表第2の7の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(3) 略 (4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の9第3項の申請に関する内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う医療費支給認定保護者（児童福祉法第19条の3第7項の医療費支給認定保護者をいう。）又は当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等に係る第1号イに掲げる情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第406号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定により公聴会を開催するので、長崎県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年長崎県規則第34号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

開催日時	開催場所	案 件
令和4年7月11日(月) 午後1時30分から	島原振興局別館第一会議室 島原市城内1丁目1205番	雲仙鳥獣保護区雲仙特別保護地区の指定について 眉山鳥獣保護区眉山特別保護地区の指定について

長崎県告示第407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
そうごう薬局真崎店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本賢治	長崎県諫早市真崎町1610番地14	令和4年5月1日	令和10年4月30日
医療法人 光武歯科医院	医療法人 光武歯科医院 理事長 光武 裕二	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦13二	令和4年5月1日	令和10年4月30日
わたなべ内科クリニック	医療法人 安徳会 理事長 渡邊 剛士	長崎県島原市中安徳町丁4364番地	令和4年5月1日	令和10年4月30日
まつしま内科クリニック	松島 吉宏	長崎県島原市柏野町1472番	令和4年4月1日	令和10年3月31日
からすやま整形外科	医療法人 仁和会 理事長 鳥山 和之	長崎県北松浦郡佐々町口石免366-1	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 おの小児科	医療法人 おの小児科 理事長 小野 靖彦	長崎県諫早市宇都町7番21号	令和4年4月1日	令和10年3月31日
諫早駅イーサ歯科	医療法人 たなか歯科 医院 理事長 田中 広海	長崎県諫早市永昌東町1-1 諫早駅ビルイーサ2F 205	令和4年4月1日	令和10年3月31日
健康堂薬局ふつ店	有限会社健康堂 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県南島原市布津町乙1454-8	令和4年5月1日	令和10年4月30日
木戸眼科	医療法人木戸眼科 理事長 木戸 昌成	長崎県雲仙市小浜町北本町1682番地52	令和4年5月1日	令和10年4月30日
医療法人 篠原皮ふ科クリニック	医療法人 篠原皮ふ科 クリニック 理事長 篠原 三秀	長崎県大村市上諏訪町837番地1	令和4年5月1日	令和10年4月30日

医療法人 てらさき歯科医院	医療法人てらさき歯科医院 理事長 寺崎 裕憲	長崎県北松浦郡佐々町本田原免49番地1	令和4年5月10日	令和10年5月9日
医療法人修樹会 平井内科医院	医療法人修樹会 平井内科医院 理事長 平井 義修	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷661番地	令和4年5月1日	令和10年4月30日
いきいき調剤薬局石田	有限会社エムリスコーポレーション 代表取締役 永江 英子	長崎県壱岐市石田町印通寺浦308-4	令和4年5月1日	令和10年4月30日
医療法人(社団)協生会 品川病院	医療法人(社団)協生会 理事長 品川 晃一郎	長崎県壱岐市郷ノ浦町東触854-2	令和4年5月10日	令和10年5月9日

長崎県告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	医療法人芳泉会 まつなが眼科	医療法人芳泉会 まつなが眼科 理事長 松永 信彦	長崎県諫早市永昌町43番地1	医療機関名	令和4年4月1日
新	医療法人芳泉会 まつなが眼科・形成外科	医療法人芳泉会 まつなが眼科・形成外科 理事長 松永 信彦			

長崎県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
松島往診診療所	松島 吉宏	長崎県島原市城西中の丁2063番地	令和4年3月31日
長与薬局なの花	株式会社 なの花 代表取締役 富永 律子	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷459-2	令和4年4月30日
ひらのクリニック	平野 康文	長崎県西彼杵郡時津町浦郷443-9	令和4年3月31日

木引田健康クリニック	医療法人医理会 理事長 柿添 圭嗣	長崎県平戸市木引田町414番地	令和4年3月31日
医療法人社団 宮崎耳鼻咽喉科医院	医療法人社団宮崎耳鼻咽喉科医院 理事長 宮崎 充	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷148-13	令和4年4月1日
計屋泌尿器科	計屋 紘信	長崎県大村市乾馬場町843-12	令和4年3月31日
定林薬局	田原事務所株式会社 代 表取締役 田原 務	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷707	令和4年3月31日
こうわ薬局 長与店	有限会社 宏和 代表取 締役 貴田 邦裕	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷139番地	令和4年3月31日
からすやま整形外科	烏山 和之	長崎県北松浦郡佐々町口石免366-1	令和4年3月31日
おの小児科医院	小野 靖彦	長崎県諫早市宇都町7-21	令和4年3月31日

長崎県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
キザキ南光堂薬局	長崎県雲仙市千々石町乙3番地5	合資会社 キザキ南光堂薬局 代表社員 木崎 健五	長崎県雲仙市千々石町乙3番地5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月1日
キザキ薬局上石田店	長崎県雲仙市千々石町甲675-1	合資会社 キザキ南光堂薬局 無限責任社員 木崎 健五	長崎県雲仙市千々石町乙3番地5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月1日
かわむら内科	長崎県北松浦郡佐々町市場免7番地1	医療法人かわむら内科 理事長 川村 純生	長崎県北松浦郡佐々町市場免7番地1	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和4年4月1日

長崎県告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によ

りその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。
 令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	西海市社協おおせとケアプランセンター	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920番地12	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会長 宮崎正宏		名称変更	令和4年4月1日
新	西海市社協ケアプランセンター		長崎県西海市西海町黒口郷1477番地1			
旧	訪問看護ステーション デューン 諫早	長崎県諫早市八坂町4-25KRP八坂町ビル401	株式会社N・フィールド 代表取締役 久保 明		代表者変更	令和4年3月23日
新	訪問看護ステーション花ゆめ		株式会社N・フィールド 代表取締役 森本 立成			
旧	訪問看護ステーション花ゆめ	長崎県諫早市新道町240番地53	株式会社 BEEWISE 代表取締役 鹿田 隆史		所在地変更	令和4年6月1日
新	訪問看護ステーション花ゆめ	長崎県諫早市小川町1259番地1	長崎県諫早市新道町240番地53			

長崎県告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
西海市社協おおさきケアプランセンター	長崎県西海市崎戸町蛸浦郷1791番地7	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会長 宮崎正宏	長崎県西海市西海町黒口郷1477番地1	居宅介護支援	令和4年4月1日
そのぎ温泉デイサービスセンター	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷549番地1	社会福祉法人 あゆみ会 理事長 大内田 信之	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷550番地5	地域密着型通所介護	令和4年3月31日

長崎県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
あん摩マツ サージ指圧	吉田 伸哉	長崎県諫早市多良見 町市布2320-90			令和4年4月11日
柔道整復	藤田 道大	長崎県雲仙市吾妻町 永中名69-4 藤田ア パートB棟			令和4年4月12日
はり・きゅう	松尾 綾子	長崎県西海市西海町 中浦南郷1823			令和4年5月1日

長崎県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
はり・きゅう	川崎 勝法	長崎県諫早市真崎町 956-1 ヴィラコー スト友永203号			令和3年11月7日
柔道整復	山口 良祐	長崎県諫早市福田町 32-7 マナラフィーネ 901号			令和4年1月28日
はり・きゅう	白井 里実	長崎県東彼杵郡川棚 町百津郷364-208ツイ ンズ白石川棚六番館 105号			令和4年5月1日

長崎県告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
はくあい堂諫早かわとこ薬局	諫早市川床町376-1	令和4年6月1日
古町薬局	長崎市古町59プレスハウス古町1F	令和4年6月1日

長崎県告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
医療法人谷川放射線科胃腸科医院	長崎市若葉町6番1号	令和4年6月1日

長崎県告示第417号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
わかくさ薬局	松浦市志佐町高野免120-17	令和4年6月1日

長崎県告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護事業者）として次のとおり指定を更新した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
あいず訪問看護 リハビリステーション佐世保	佐世保市山県町6-3プロスペール1F	令和4年6月1日

長崎県告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	今泉薬局ときわ店	佐世保市常盤町4-12	令和4年4月1日
旧	有限会社 今泉調剤薬局本島町店	佐世保市本島町1-25	

長崎県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

る。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 奥ノ平時津線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町野田郷908番1地先から 西彼杵郡時津町野田郷905番2地先まで	前	60.7~83.3	17.5	
	後	60.7~155.4	17.5	

長崎県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町野田郷908番1地先から 西彼杵郡時津町野田郷905番2地先まで	令和4年6月17日

長崎県告示第422号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 調達する物品の種類
指掌紋情報管理システムの賃貸借及び保守
- 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者
 - 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - 申請の時期
この告示の日から令和4年7月6日までとする。
 - 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる

場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない

- い。
- 6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

令和4年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第4項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、下記縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第5項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 特別保護地区の概要

- (1) 特別保護地区の名称
雲仙鳥獣保護区雲仙特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域
長崎県島原市、雲仙市及び南島原市所在、国有林長崎南部森林計画区第80林班及び第95林班の全部並びに第78林班ろ小班及びは小班、第93林班ろ小班及びは小班、第94林班に小班、ほ小班及びほ1小班、第96林班い小班、い1小班、に小班及びほ小班の各区域
- (3) 特別保護地区の存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで（10年間）
- (4) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (5) 特別保護地区の指定目的
雲仙鳥獣保護区は、日本で最初に指定された雲仙天草国立公園内にあり、昭和27年から国指定鳥獣保護区として雲仙鳥獣保護区が指定され、平成4年から県指定に移管されている。
区域内には、普賢岳紅葉樹林を始め県内でも貴重な落葉広葉樹を主体とする自然林が多く、このような自然環境を反映して、ウグイス、ホトトギス、オオルリなどの森林性の鳥獣が多い。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、普賢岳を中心とした北東部の区域は、海拔1,100m以上の落葉樹林帯の中にあり、コハウチワカエデを主体とする高木層、ヤマボウシ等の亜高木層、低木層、草本層といった鳥類に多様な生活空間を提供するコハウチワカエデ・ケクロモジ群落によって広く被われ、また樹高20mを超えるモミが存在し、岩壁には、ヤマグルマー・ヒカゲツツジ群集、山地斜面には、ニシキウツギ群落が見られる。このように多様な植生が成り立っていることから、多くの鳥獣の良好な生息地として特に重要な地域であり、夏季における森林性鳥類の生息密度が極めて高い地域でもある。

このため、当該区域は、雲仙鳥獣保護区の中でも特に多種多様な動植物の良好な生息生育地として保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

3 縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

島原市農林水産部農林課

雲仙市農林水産部農林課

南島原市環境水道部環境課

令和4年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第4項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、下記縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第5項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

眉山鳥獣保護区眉山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長崎県島原市、雲仙市所在、国有林長崎南部森林計画区第84林班ち小班及びり小班、第92林班ハ小班及びニ小班並びに島原市北千本木町甲2682-6番地の各区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

眉山鳥獣保護区は、国立公園雲仙岳の東側に聳える眉山を含む鳥獣保護区で、雲仙鳥獣保護区と隣接し、

雲仙鳥獣保護区と同様に落葉広葉樹を主体とする植生となっており、コゲラ、アオゲラ、メジロ等の森林性の野生鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、普賢岳の北東から千本木地区の区域は、コハウチワカエデ、コミネカエデ、ヤマボウシなどの落葉広葉樹の自然林や、1792年に噴出した新焼溶岩流を被うアカマツ林等により成り立っており、森林性鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっている。

このため、雲仙特別保護地区とつながるこの区域は、眉山鳥獣保護区の中でも特に多様な動植物の良好な生息生育地として保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

3 縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

雲仙市農林水産部農林課

島原市農林水産部農林課

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 物品等の名称及び数量

四重極飛行時間型高速液体クロマトグラフ質量分析装置一式の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県環境保健研究センター

〒856-0026 長崎県大村市池田二丁目1306-11 電話0957-48-7560

3 調達方法

借入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和4年5月31日

6 落札者

福岡県福岡市博多区店屋町1番35号

三菱HCキャピタル株式会社 九州法人支店 支店長 田中 慎一郎

7 落札価格

50,524,320円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 入札公告

令和4年4月15日

9 落札方式

最低価格

令和4年度職業訓練指導員試験の実施（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり行う。
令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種
- 2 試験の科目
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
 - (1) 4の表において、実技試験及び関連学科試験が免除される者であること。
 - (2) 次の表に掲げる者であること。

区 分	実 務 経 験
指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練を修了し、既に職業訓練指導員免許を受けた者	1 年 以 上
免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	1 年 以 上
免許職種に関し普通課程の普通職業訓練を修了した者	2 年 以 上
免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練（900時間以上）を修了した者	3 年 以 上
免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700時間以上）を修了した者	3 年 以 上
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1 年 以 上
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年 以 上
学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3 年 以 上
学校教育法による高等学校を卒業した者	5 年 以 上
学校教育法による専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定したものに限る。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年から4年以上
実務の経験者	8 年 以 上
免許職種に関し技能検定試験に合格した者	不 要
他の法令による資格取得者（職業能力開発促進法施行規則別表第11の3）	不 要
その他厚生労働大臣が別に定める者	厚生労働大臣が別に定める期間

4 試験の免除の範囲

免 許 職 種	免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲			
		実 技	学 科		指 導 方 法
			系基礎 学 科	専 攻 学 科	
全 職 種	免許職種に関し1級又は単一等級の技能検定に合格した者（単一等級に係る電子回路接続及びバルコニー施工を除く。）	○	○	○	
	免許職種に関し2級の技能検定に合格した者	○			

		職業訓練指導員免許を受けた者		△		○
		免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格している者	○			
		免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に合格している者		○	○	○
		免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に一部合格している者		合格した学科試験について免除		
		免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者				○
		免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者		○	○	
		免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	○			
		免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
		免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
		学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		○	○	
他の法令による免除の範囲	溶 接 科	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者				
	電 子 科	電波法（昭和25年法律第131号）による第1級陸上無線技術士の免許を有する者				
	自 動 車 整備 科	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成12年運輸省令第35号。以下、「平成12年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（昭和53年運輸省令第23号。以下、「昭和53年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
	自 動 車 車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自	○	○	○	自動車整備（内燃機関を除く。） 車枠及び車体整備法を除く。

	<p>自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者</p> <p>自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者</p>				
航空機整備科	航空法（昭和27年法律第231号）による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者				
測量科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者				
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者				
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者				
臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者				
事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者				
介護サービス科	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第四十条第二項第五号の規定に該当するもの、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの</p>	○	○	○	
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者				

(注) ○印は、免除される範囲

△印は、当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

5 受験資格の欠格

次の各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

6 試験の日時及び場所

- (1) 日時
令和4年9月4日(日) 午後1時から午後2時まで
- (2) 場所
長崎県庁(行政棟)316会議室(長崎市尾上町3-1)

7 受験申請手続

(1) 提出書類

- ア 受験申請書 1通
- イ 履歴書 1通
- ウ 写真 2枚

(縦4センチメートル、横3センチメートル、申請前6か月以内に撮影した正面脱帽半身像、裏面に氏名を記入したものとし、うち1枚を申請書に貼ること。)

エ 受験資格及び試験の免除資格を証明する書類(合格証等の写し)

(2) 受験申請の受付期間及び受付時間

令和4年7月1日(金)から令和4年7月29日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の間の午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県産業労働部雇用労働政策課

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和4年7月29日付けの消印まで有効とする。

(4) 受験手数料 3,100円

- ア 受験手数料相当額の長崎県収入証紙を申請書の所定欄に貼ること。
- イ 受験手数料は、申請書受理後いかなる理由があっても返還しない。

(5) 受験票の交付

申請書受理後、審査のうえ後日送付する。

8 合否判定の基準

学科試験の指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

9 合格証書の交付

令和4年9月21日(水)までに合格者に合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験案内及び申請書は、長崎県雇用労働政策課において配付する。受験案内及び申請書の用紙を郵送により請求する場合は、「職業訓練指導員試験受験案内請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(縦33センチメートル、横24センチメートル、返信宛先明記、140円分切手貼付)を同封のうえ、7(3)の提出先に請求すること。
- (2) その他試験について不明な点は、長崎県雇用労働政策課(095-895-2717(直通))へ問い合わせること。

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、山川内土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 尾 明 人	諫早市多良見町山川内195番地	松 尾 明 人	諫早市多良見町山川内195番地
林 田 孝 二	諫早市多良見町元釜639番地14	林 田 孝 二	諫早市多良見町元釜639番地14
林 田 博 文	諫早市多良見町元釜639番地 2	林 田 博 文	諫早市多良見町元釜639番地 2
山 口 光 昭	諫早市多良見町舟津1610番地	山 口 光 昭	諫早市多良見町舟津1610番地
松 本 勝 則	諫早市多良見町山川内148番地	松 本 勝 則	諫早市多良見町山川内148番地
武 藤 隆	諫早市多良見町山川内1048番地 1	武 藤 隆	諫早市多良見町山川内1048番地 1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
林 田 一 利	諫早市多良見町元釜804番地	林 田 一 利	諫早市多良見町元釜804番地
別 頭 繁 昭	西海市西彼町小迎郷2176番地	尾 崎 大 祐	諫早市多良見町中里50番 1 インフィニ テールルーチェ102

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西郷土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 下 光 徳	雲仙市瑞穂町西郷丁1181番地	山 下 光 徳	雲仙市瑞穂町西郷丁1181番地
木 下 達 雄	雲仙市瑞穂町西郷丁950番地 3	宮 崎 一 郎	雲仙市瑞穂町西郷丁1032番地
前 田 照 義	雲仙市瑞穂町西郷丁1368番地	前 田 照 義	雲仙市瑞穂町西郷丁1368番地
柿 田 和 則	雲仙市瑞穂町西郷丁1271番地	柿 田 和 則	雲仙市瑞穂町西郷丁1271番地
中 島 重 徳	雲仙市瑞穂町西郷戊1080番地 5	中 島 重 徳	雲仙市瑞穂町西郷戊1080番地 5

三 丸 勝 義	雲仙市瑞穂町西郷丙387番地	三 丸 勝 義	雲仙市瑞穂町西郷丙387番地
川 田 利 夫	雲仙市瑞穂町西郷戊325番地 1	川 田 利 夫	雲仙市瑞穂町西郷戊325番地 1
益 田 俊 市	雲仙市瑞穂町西郷己187番地	益 田 俊 市	雲仙市瑞穂町西郷己187番地
西 田 康 雄	雲仙市瑞穂町西郷己245番地	西 田 康 雄	雲仙市瑞穂町西郷己245番地
山 本 祐 一 郎	雲仙市瑞穂町西郷己159番地	山 本 祐 一 郎	雲仙市瑞穂町西郷己159番地
鵜 殿 誠	雲仙市瑞穂町西郷辛231番地 2	鵜 殿 誠	雲仙市瑞穂町西郷辛231番地 2
宮 崎 泰 治	雲仙市瑞穂町西郷辛1252番地 4	宮 崎 泰 治	雲仙市瑞穂町西郷辛1252番地 4
室 田 和 昭	雲仙市瑞穂町西郷庚241番地	室 田 和 昭	雲仙市瑞穂町西郷庚241番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
本 田 靖 男	雲仙市瑞穂町西郷丁1418番地	本 田 靖 男	雲仙市瑞穂町西郷丁1418番地
西 田 和 幸	雲仙市瑞穂町西郷己1180番地	西 田 和 幸	雲仙市瑞穂町西郷己1180番地
濱 田 一 馬	雲仙市瑞穂町西郷辛1533番地	馬 場 弘 海	雲仙市瑞穂町西郷辛1443番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月19日総会議決）を認可した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 山川内土地改良区
認可年月日 令和4年6月10日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月21日総会議決）を認可した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 正久寺長田土地改良区
認可年月日 令和4年6月7日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月

26日総会議決)を認可した。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 長与岡北土地改良区

認可年月日 令和4年6月9日

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

指掌紋情報管理システムの賃貸借及び保守

指掌紋情報管理システム 1式

※詳細は入札説明書による

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和5年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 設置場所

長崎県警察本部刑事部鑑識課

長崎県長崎市尾上町3番3号

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和4年長崎県告示第422号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

- (提出期限) 令和4年7月6日(水) 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
(名称) 長崎県警察本部 警務部会計課(調度係)
(電話) 095-820-0110 内線2231
 - 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
 - 6 入札説明書の交付方法
(期 間) この公告の日から令和4年7月21日(木)までの間(県の休日を除く。)
(場 所) 4の部局等とする。
(その他) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 8 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県警察本部3階入札室
(期日) 令和4年7月28日(木) 13時30分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
 - 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
(受領期限) 令和4年7月27日(水) 17時00分必着
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
 - 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
 - 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
 - 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Fingerprint information management system 1formula
- (2) lease period:
January 1,2023 through December 31, 2028
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Criminal Department Forensics Division
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :
5:00 p.m. July 27, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. July 28, 2022
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月17日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第9号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係） （ア）高等学校					別表第1（第2条関係） （ア）高等学校				
名称	本校・分校	位置	課程	学科	名称	本校・分校	位置	課程	学科
略					略				
長崎県立 長崎北陽 台高等学校		西彼杵郡 長与町	全日制	普通科 理数科 <u>文理探究科</u>	長崎県立 長崎北陽 台高等学校		西彼杵郡 長与町	全日制	普通科 理数科
長崎県立 佐世保南 高等学校		佐世保市	全日制	普通科 <u>文理探究科</u>	長崎県立 佐世保南 高等学校		佐世保市	全日制	普通科
略					略				
長崎県立 島原高等 学校		島原市	全日制	普通科 理数科 <u>文理探究科</u>	長崎県立 島原高等 学校		島原市	全日制	普通科 理数科
			定時制 (夜)	普通科				定時制 (夜)	普通科
略					略				
長崎県立 大村高等 学校		大村市	全日制	普通科 家政科 数理探究科 <u>文理探究科</u>	長崎県立 大村高等 学校		大村市	全日制	普通科 家政科 数理探究科
			定時制 (夜)	普通科				定時制 (夜)	普通科
略					略				
長崎県立 猶興館高 等学校		平戸市	全日制	普通科 理数科 <u>文理探究科</u>	長崎県立 猶興館高 等学校		平戸市	全日制	普通科 理数科
略					略				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第4号

令和5年度の県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員を次のとおり定める。

令和4年6月17日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

令和5年度 県立高等学校・県立中学校生徒募集定員

[県立高等学校]
(全日制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	普 通 ・ 国 際	280 (160)	7	※募集定員280名については、普通科・国際科のくくり募集とする。 ()内の数字は、併設の県立長崎東中学校以外からの募集定員を内数で示す。
		※ { 普通科200 国際科 80 }		
長 崎 西	普 通	200	5	
	理系コース	80	2	
長 崎 南	普 通	240	6	
長 崎 北	普 通	240	6	
長 崎 北 陽 台	普 通	200	5	1学級減 募集停止
	理 数	0	0	
	文 理 探 究	80	2	新設
佐 世 保 南	普 通	160	4	2学級減 新設
	文 理 探 究	80	2	
佐 世 保 北	普 通	240 (120)	6	()内の数字は、併設の県立佐世保北中学校以外からの募集定員を内数で示す。
佐 世 保 西	普 通	240	6	
宇 島 久 原	普 通	40	1	
	理 数	160	4	1学級減 募集停止
	文 理 探 究	0	0	
	文 理 探 究	80	2	新設
諫 早	普 通	280 (160)	7	()内の数字は、併設の県立諫早高等学校附属中学校以外からの募集定員を内数で示す。
西 諫 早 陵 東 村	普 通	240	6	
	普 通	80	2	
	普 通	200	5	1学級減 募集停止
	理 探 究	0	0	
	文 理 探 究	80	2	新設
	家 政	40	1	
猶 興 館	普 通	120	3	
	理 数	0	0	募集停止
	文 理 探 究	40	1	新設
松 浦	地 域 科 学	80	2	
	商 業	40	1	
対 馬	普 通	120	3	
	商 業	40	1	
	国 際 文 化 交 流	40	1	
豊 上 対 玉 馬 岐 島	普 通	40	1	
	普 通	80	2	
	普 通	160	4	
	普 通	160	4	
	衛 生 看 護	40	1	

五	島	南	普	通	80	2	
奈		留	普	通	40	1	
大		崎	普	通	80	2	
西	彼	杵	普	通	80	2	
国		見	普	通	120	3	
小		浜	普	通	40	1	
			総 合 ビ ジ ネ ス		40	1	
口		加	普	通	54	} 2	
			福	祉	26		
			普	通			
				グローバルコース	40	1	
川		棚	普	通	80	2	
			生 活 総 合		40	1	
波	佐	見	普	通	60	} 2	
			美 術 ・ 工 芸		20		
			商	業	40	1	
北	松	西	普	通	40	1	
上	五	島	普	通	80	2	1学級減
			電 気 情 報		40	1	
中	五	島	普	通	40	1	
島	原	農	農 業 ビ ジ ネ ス		40	1	
			食 品 サ イ エ ン ス		40	1	
			生 活 創 造		40	1	
諫	早	農	農 業 科 学		40	1	
		業	動 物 科 学		40	1	
			環 境 創 造		40	1	
			農 業 土 木		40	1	
			バ イ オ 園 芸		40	1	
			食 品 科 学		40	1	
			生 活 科 学		40	1	
北	松	農	生 物 生 産		40	1	
		業	食 品 流 通		40	1	
			生 活 科 学		40	1	
西	彼	農	食 料 サ イ エ ン ス		40	1	
		業	生 活 デ ザ イ ン		40	1	
長	崎	工	機 械 シ ス テ ム		40	1	
		業	電	気	40	1	
			電 子 工 学		40	1	
			情 報 技 術		40	1	
			建 築		40	1	
			工 業 化 学		40	1	
			イ ン テ リ ア		40	1	
佐	世	工	機 械		40	1	
	保	業	電 子 機 械		40	1	
			電	気	40	1	

	電 子 工 学	40	1
	建 築	40	1
鹿 町 工 業	土 木 機 械	40	1
	電 気	40	1
	電 子 工 学	40	1
島 原 工 業	土 木 技 術	40	1
	機 械 シ ス テ ム	40	1
	電 気 電 子	40	1
	建 築 技 術	40	1
大 村 工 業	機 械	80	2
	機 械 シ ス テ ム	40	1
	電 気	40	1
	電 子 工 学	40	1
	建 築	40	1
	建 設 工 業	40	1
	化 学 工 学	40	1
佐 世 保 商 業	会 計 ビ ジ ネ ス	80	2
	情 報 マーケティング	80	2
	国 際 コミュニケーション	40	1
島 原 商 業	商 業	40	1
	情 報 処 理	40	1
	家 政	40	1
諫 早 商 業	商 業	160	4
	情 報	40	1
	国 際 コミュニケーション	40	1
壱 岐 商 業	商 業	80	2
	情 報 処 理	40	1
長 崎 鶴 洋	水 産	80	2
	総 合	80	2
長 崎 明 誠	総 合	160	4
佐 世 保 東 翔	総 合	120	3
大 村 城 南	総 合	160	4
平 戸	総 合	40	1
五 島 海 陽	総 合	80	2
島 原 翔 南	総 合	80	2
清 峰	総 合	160	4
合 計		8,640	216

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(定時制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
鳴 滝 佐 世 保 中 央	普 通	40	1	昼間部
	商 業	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	エンカレッジコース	40	1	
	商 業	40	1	
島 原 諫 早 大 村 五 島 長 崎 工 業	エンカレッジコース	40	1	昼間部
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	建 築	40	1	
佐 世 保 工 業	工 業 技 術	40	1	
	工 業 技 術	40	1	
合 計		560	14	

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(通信制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	参 考 事 項
鳴 滝	普 通	300	
佐 世 保 中 央	普 通	300	
合 計		600	

(離島留学に関する学科・コース等)

学 校 名	学 科 名	コ ー ス 名 等	募 集 定 員	参 考 事 項
対 馬	国際文化交流		※40	
壱 岐	普 通	東アジア歴史・中国語	20程度	
五 島	普 通	ス ポ ー ツ	20程度	
五 島 南	普 通	夢 ト ラ イ	20程度	
奈 留	普 通	イングリッシュ・アイランド・スクール	※10程度	

※対馬高校については再掲であり、奈留高校については定員40（再掲）の枠内で受け入れる。

[県立中学校]

学 校 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	120	3	
佐 世 保 北	120	3	
諫 早 高 等 学 校 附 属	120	3	
合 計	360	9	

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月17日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第18号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
組織	職員	組織	職員
略		略	
知事部局	略	知事部局	略
	振興局	振興局	局長 次長 部長 長崎港湾漁港事務所長 <u>田平土木維持管理事務所長</u> 上五島支所長 副部長 課長 室長 島原出張所長 総務課総務係長 総務課総務調整班係長 総務課総務班係長
	略		略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定は、令和4年4月1日から適用する。

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月17日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第19号

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
委託団体	組織	職員	
佐々町	略		
	町長部局	会計管理者 理事 課長 <u>センター長</u> 保育所長 参事	
略		略	
北松北部環境組合	事務局	事務局長 クリーンセンター長 次長	
略		略	
北松北部環境組合	事務局	事務局長 クリーンセンター長 次長 <u>参事</u>	
略		略	

県央県南 広域環境 組合	事務局	事務局長 課長 参事	県央県南 広域環境 組合	事務局	事務局長 課長
略			略		

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令和4年5月18日付け長崎県公報号外中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
11	18	以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

※11ページ18行目の後に、（注8）を追加する。

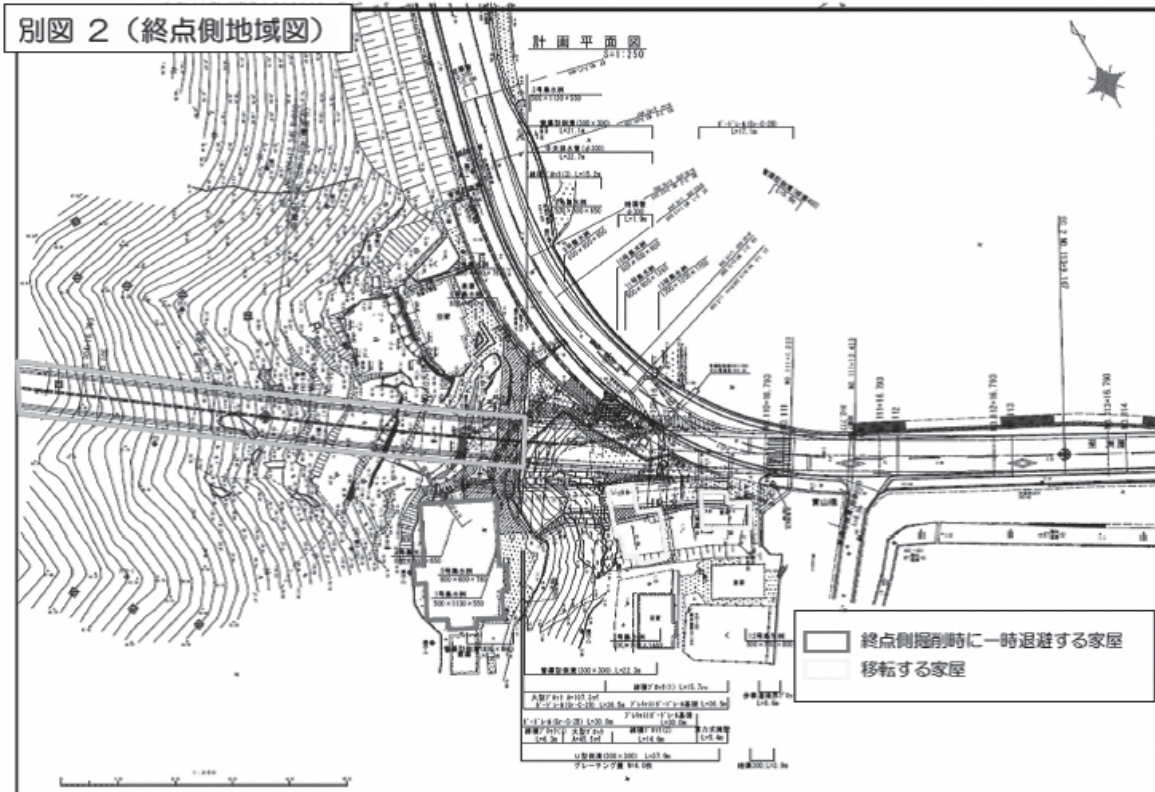
（注8）郵送による入札説明書の交付を希望する場合、5の部局へ令和4年6月22日（水）午後5時までに必着とし、入札説明書交付申請書（任意様式）と返信用封筒を同封した書留郵便により交付を求めること。また、返信用封筒は表に申請者の住所、企業名称及び代表者等名を記載したA4用封筒又はレターパックとし、交付は着払い（郵送に係る費用は、交付希望者負担）により行う。なお、5の部局が受け取った日の翌日から3日（県の休日を除く）を経過しても入札説明書が届かない場合は、5の部局に確認すること。

ページ	行	誤	正
15		以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

※15ページ別図2の正誤について

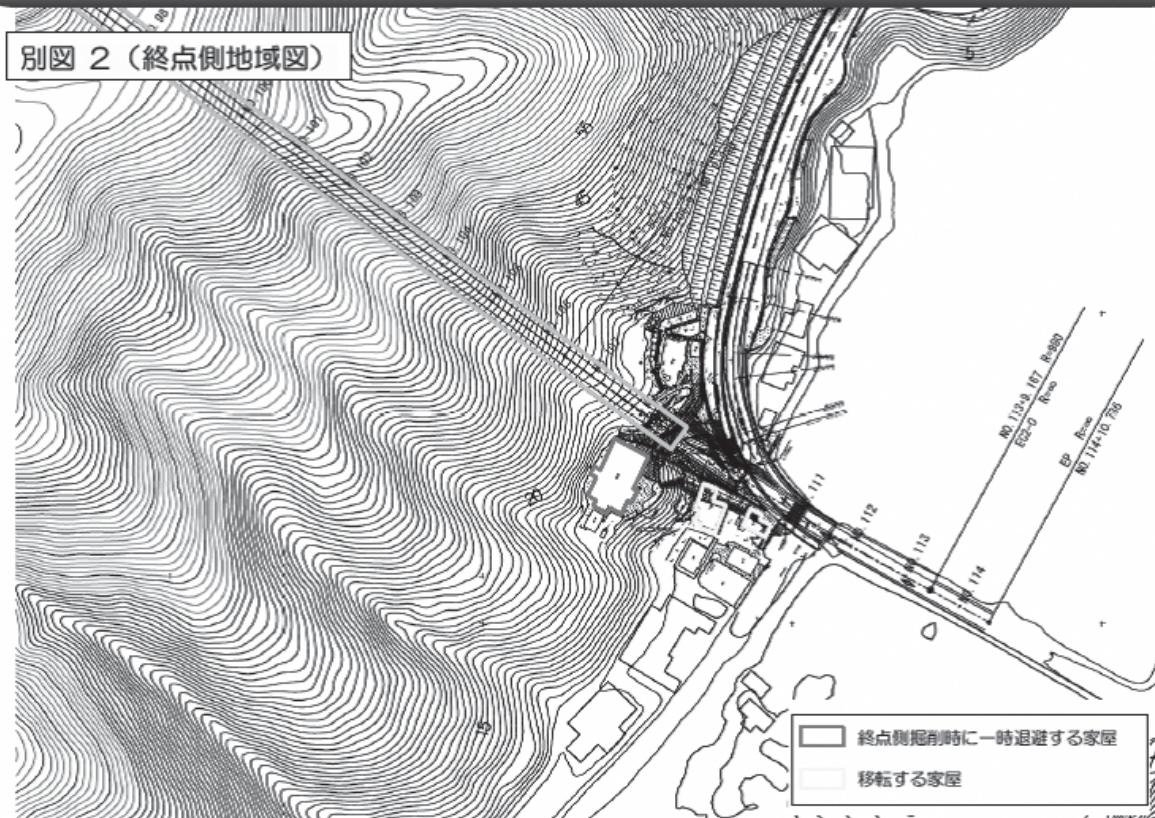
【誤】

3線債総地改第13-8号
 主要地方道巖原豆酸美津島線道路改良工事（（仮称）箕形トンネル）



【正】

3線債総地改第13-8号
 主要地方道巖原豆酸美津島線道路改良工事（（仮称）箕形トンネル）



ページ	行	誤	正
22	19及び21	以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

※22ページ19及び21行目の正誤について

【誤】

【配置予定技術者の施工実績（代表構成員）（加算点 5点）】

評価内容	評価基準	配点
○ 同種工事、類似工事の条件 公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度【2007年度】）から公告日までに完成した公共工事で、以下の条件に該当するものとする。 ・同種工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ2,100m以上のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）75㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事 ・類似工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ1,000m以上2,100m未満のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事 （当該内空断面積（覆工後の内空断面）は別図1参照） ○ 実績対象技術者の要件 ① 対象技術者は以下のとおり ・元請又は代表構成員の主任（監理）技術者 ・元請又は代表構成員の現場代理人 ・その他構成員の主任（監理）技術者 ただし、現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に以下(1)～(5)のいずれかの資格を取得し従事した工事に限る。 (1) 1級土木施工管理技士 (2) 2級土木施工管理技士（種別「土木」） (3) 1級建設機械施工技士 (4) 2級建設機械施工技士（第一種～第六種） (5) 技術士 ・建設部門 ・農業部門（選択科目「農業土木」） ・森林部門（選択科目「森林土木」） ・水産部門（選択科目「水産土木」） ・総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」のいずれかの科目） ② その他構成員の主任（監理）技術者が従事した工事の実績として、以下に該当するものは対象外とする。 ・トンネル工事 ・橋梁上部工事（PC橋、鋼橋） ・ダム工事 ・海上工事 ③ 従事期間の条件：最終工期の1/2より長いものに限る。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。	同種工事	5.0
	類似工事	2.5
	実績なし	0
作成要領及び特記事項		
1) 作成要領 ① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。		
2) 特記事項 ① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。 ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。 ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。		

【正】

【配置予定技術者の施工実績（代表構成員）（加算点 5点）】

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 同種工事、類似工事の条件 公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度【2007年度】）から公告日までに完成した公共工事で、以下の条件に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ2,100m以上のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）75㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事 ・類似工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ1,000m以上のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事であって、同種工事の条件に該当するものを除く （当該内空断面積（覆工後の内空断面）は別図1参照） 	同種工事	5.0
<p>○ 実績対象技術者の要件</p> <p>① 対象技術者は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請又は代表構成員の主任（監理）技術者 ・元請又は代表構成員の現場代理人 ・その他構成員の主任（監理）技術者 <p>ただし、現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に以下(1)～(5)のいずれかの資格を取得し従事した工事に限る。</p> <p>(1) 1級土木施工管理技士 (2) 2級土木施工管理技士（種別「土木」） (3) 1級建設機械施工技士 (4) 2級建設機械施工技士（第一種～第六種） (5) 技術士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門 ・農業部門（選択科目「農業土木」） ・森林部門（選択科目「森林土木」） ・水産部門（選択科目「水産土木」） ・総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」のいずれかの科目） <p>② その他構成員の主任（監理）技術者が従事した工事の実績として、以下に該当するものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル工事 ・橋梁上部工事（PC橋、鋼橋） ・ダム工事 ・海上工事 <p>③ 従事期間の条件：最終工期の1/2より長いものに限る。</p>	類似工事	2.5
<p>○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。</p>	実績なし	0
作成要領及び特記事項		
<p>1) 作成要領</p> <p>① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。</p> <p>② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。</p>		
<p>2) 特記事項</p> <p>① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。</p> <p>② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。</p> <p>③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。</p>		

ページ	行	誤	正
23	21及び22	以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

【誤】

【企業の施工実績（代表構成員）（加算点 5点）】

評価内容	評価基準	配点
○ 同種工事、類似工事の条件 公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度【2007年度】）から公告日までに完成した公共工事で、以下の条件に該当するものとする。 ・同種工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ2,100m以上のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）75㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事 ・類似工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ1,000m以上2,100m未満のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事 （当該内空断面積（覆工後の内空断面）は別図1参照） ○ 実績対象工事の要件 ① 元請として施工したものとする。 ② 受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。 ○ 当該申請における代表構成員の施工実績とする。	同種工事	5.0
	類似工事	2.5
	実績なし	0
作成要領及び特記事項		
1) 作成要領 ① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。		
2) 特記事項 ① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。 ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。 ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。		

【正】

【企業の施工実績（代表構成員）（加算点 5点）】

評価内容	評価基準	配点
○ 同種工事、類似工事の条件 公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度【2007年度】）から公告日までに完成した公共工事で、以下の条件に該当するものとする。 ・同種工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ2,100m以上のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）75㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事 ・類似工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ1,000m以上のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事であって、同種工事の条件に該当するものを除く （当該内空断面積（覆工後の内空断面）は別図1参照） ○ 実績対象工事の要件 ① 元請として施工したものとする。 ② 受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。 ○ 当該申請における代表構成員の施工実績とする。	同種工事	5.0
	類似工事	2.5
	実績なし	0
作成要領及び特記事項		
1) 作成要領 ① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。		

2) 特記事項

- ① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。
- ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。
- ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八九五) 二二一四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト